岩手社保協ニュース

2021 年 2 月 26 日（金）No2（通刊 113 号）

〒020-0015
盛岡市本町通 2-1-36 浅沼ビル 6F
TEL・FAX 019-654-1669
E-mail i-shahokyo@aurora.ocn.ne.jp

２月県議会に請願を提出しました

◎安全・安心の医療・介護の実現と国民の命と健康を守るための請願
◎75 歳以上の医療費窓口負担について原則１割負担の継続を求める請願

県社保協は 2 月 25 日（金）、岩手県医療労働組合連合会、岩手県民主医療機関連合会と共同で、「安全・安心の医療・介護の実現と国民の命と健康を守るための請願」を県議会議長に提出しました。同時に「75 歳以上の医療費窓口負担について原則 1 割負担の継続を求める請願」を、岩手県労働組合連合会、全日本年金者組合岩手県本部、岩手県生活と健康を守る会連合会、岩手県民主医療機関連合会と共同で提出しました。

両請願とも、希望いわて、日本共産党、社民党、無所属の議員が紹介議員に署名しました。

新型コロナの感染拡大で明らかになったのは、感染症病床や集中治療室の不足、公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足などです。これらの拡充強化を求めた 6 項目について国に意見書を上げるよう求めました。

また、いま最も力を入れるべきは新型コロナ感染症対策の強化であり、75 歳以上の後期高齢者医療の２割負担について、高齢者の受診抑制につながる負担増を行わないよう求めました。

関根県議会議長は、「請願の趣旨や皆さんのお話は理解できる。議会で十分な議論を行いたい」と答えました。

生活保護減額は違法！

大阪地裁 歴史的な原告勝訴判決

大阪地方裁判所は 2 月 22 日、大阪府内の生活保護利用者 42 人が、国がおこなった生活保護減額は、生存権を保障した憲法 25 条に反するとしてたたかった「生活保護基準引き下げ違憲訴訟」で、減額は違法であり、処分を取り消す原告勝訴の判決を言い渡しました。

「朝日訴訟」に次ぐ地裁段階での歴史的な勝訴判決であり、名古屋地裁不当判決を乗り越えた画期的な判決です。全国 29 都道府県の 1000 人近い原告がたたかっている「生存権裁判」に、大きな影響を与えるものです。

新型コロナ感染拡大が長期拡大化し、生活保護の重要性が再認識される中、今回の判決は大きな意義があります。

全国生活と健康を守る会連合会では、国に対して、生活保護減額を違法とした大阪地裁判決に従い控訴を断念し、制度を改善することを求める声明を出しました。また、厚労大臣に対して控訴しないよう求める FAX 運動を行っています。

厚労省 22 年度から未就学児の均等割を 5 割軽減へ

全市町村で子どもの均等割全額免除を要求しましょう

未就学児７０万人が対象

厚生労働省は 2020 年 12 月 23 日、国保税の均等割部分について、約 70 万人の未就学児を対象に 5 割軽減する方針を決めました。今年の国会に関連法案を提出し、2022 年度から導入する予定です。

国と地方が費用を負担

軽減費用は国が 2 分の 1、都道府県が 4 分の 1、市町村が 4 分の 1 で賄い（地方負担は地方交付税措置）、所得制限は設けないとしています。

全体の費用は 2022 年度に 90 億円とし、国庫負担は約 45 億円になる計算です。2020 年度をベースにした 22 年度の 1 人あたり軽減額は、年間 1 万 3 千円と試算しています。

法定軽減世帯は、法定軽減後の均等割り部分について 5 割軽減するため、7 割軽減世帯で 8.5 割軽減、5 割軽減世帯で 7.5 割軽減、2 割軽減世帯で 6 割軽減となります。

対象範囲の拡充と国庫負担の増額を

均等割の軽減は社保協が絶えず要求してきました。コロナ禍での国保税減免、傷病手当金の支給などと合わせ一歩前進です。「未就学児に限って」とされた対象範囲を拡大していくことと合わせ、国庫負担を抜本的に増額し、高すぎる国保税を引き下げていくことが喫緊の課題です。

全市町村で子どもの均等割全額免除の要求を

均等割は”人頭税”とも言われ、人数が多いほど負担が重くなり、協会けんぽなどにはない制度です。

子どもが払う国保税は「医療分の均等割」と「後期支援分の均等割」の合計です。右表は各市町村の子ども一人あたりの国保税額と未就学児の人数です。現在、子どもの均等割を全額免除としているのは、宮古市（2019 年度から）と陸前高田市（2020 年度から）のみで、両市とも 18 歳までの子ども全員を対象にしています。22 年度からの 5 割軽減を待つのではなく、21 年度の改定に 18 歳までの子どもの均等割の全額免除を盛り込ませましょう。

市町村の子どもの国保税（均等割額）

自治体名	一人あたりの子ども国保税（円）	内訳		未就学児（人）
		医療分均等割（円）	後期支援分均等割（円）	
盛岡市	**28,200**	22,000	6,200	1,152
宮古市	**29,200**	22,200	7,000	209
大船渡市	**25,000**	19,000	6,000	179
奥州市	**21,000**	14,400	6,600	401
花巻市	**23,400**	16,500	6,900	332
北上市	**26,600**	19,000	7,600	374
久慈市	**27,000**	19,500	7,500	192
遠野市	**25,900**	19,400	6,500	99
一関市	**26,800**	19,000	7,800	424
陸前高田市	**40,200**	30,100	10,100	89
釜石市	**25,200**	19,400	5,800	108
二戸市	**25,000**	18,000	7,000	145
雫石町	**25,000**	17,000	8,000	82
葛巻町	**22,600**	17,000	5,600	48
岩手町	**27,100**	21,000	6,100	65
八幡平市	**27,000**	20,000	7,000	119
滝沢市	**27,600**	21,400	6,200	236
紫波町	**35,600**	24,600	11,000	131
矢巾町	**30,400**	23,400	7,000	109
西和賀町	**26,000**	19,000	7,000	16
金ヶ崎町	**26,000**	19,000	7,000	45
平泉町	**28,000**	20,000	8,000	44
住田町	**33,900**	22,700	11,200	11
大槌町	**22,000**	14,000	8,000	68
山田町	**29,900**	21,700	8,200	90
岩泉町	**30,000**	22,800	7,200	34
田野畑村	**26,000**	19,000	7,000	29
普代村	**23,000**	16,800	6,200	30
軽米町	**23,000**	17,000	6,000	54
洋野町	**25,200**	17,400	7,800	103
野田村	**24,000**	19,000	5,000	28
九戸村	**20,500**	13,500	7,000	33
一戸町	**30,000**	22,000	8,000	56
平均・合計	**26,858**	19,600	7,258	5,229

・県社保協作成（2021 年 1 月現在）
・子どもの一人あたりの国保税額は 2020 年度分である。
・宮古市と陸前高田市は、18 歳まで全額補助している。
・未就学児の人数は、2018 年度国保事業報告より抜粋。

第２期岩手県国保運営方針のもとでの課題と国保税引き下げの運動について

中央社保協は２月 13 日、国保・介護緊急学習集会を行いました。講演資料（講師：神奈川自治労連神田敏史氏）を参考に、第２期岩手県国保運営方針の内容と今後の運動についてまとめました。

●第２期県国保運営方針（21 年～23 年）策定

岩手県は 12 月 10 日に第 3 回岩手県国保運営協議会を開催し、2021 年度から 23 年度までの第２期国保運営方針と 2021 年度国保事業費納付金の算定について協議ました。

第２期運営方針は、国の「都道府県国民健康保険運営方針策定要領（以下、国ガイドライン）」（2020 年５月改定）における「法定外繰入等の着実な解消」、「保険税水準の統一」に向けた議論、「医療費適正化の更なる推進」等の内容を踏まえて策定したとしています。

●国のガイドラインに沿った問題

①赤字の解消＝「決算補填等目的の一般会計からの法定外繰入の解消」と「見える化」

第２期国保運営方針策定に関する国のガイドラインでは、「赤字の解消」を強調する見直しが行われました。解消すべき赤字の定義は「繰上充用金（単年度赤字を次年度財源で補填）」「決算補填等目的の一般会計からの法定外繰入金」と定義しています。

国のガイドラインでは、赤字のある市町村は、赤字の要因（医療費水準、保険料設定、保険料収納率等）を分析し、赤字削減・解消のための基本方針、具体的な取り組み内容、赤字解消の目標年次及び年次毎の計画を定めることになっています。

②保険者努力支援制度による誘導

さらに、「赤字解消計画」の内容は、「保険者努力支援制度交付金」の評価基準となり、2019 年度からは、内容によってはマイナス評価=交付金の減額というペナルティが課せられるようになりました。

— ＊ — ＊ — ＊ — ＊ — ＊ —

岩手県の第２期運営方針も国のガイドラインに沿っており、県は法定外繰入等を解消する観点から、赤字の要因分析及び法定外繰入等の額を含む状況を公表（見える化）するとしています。

一般会計からの法定外繰入は、高い国保税の負担を少しでも軽くするために市町村はやむなく行っています。国のガイドラインに沿うような赤字解消やマイナス評価は、こうした市町村の独自判断にブレーキをかけるものです。

③統一保険税率について

全国で保険税水準の完全統一の目標年次を決めているのは７府県、準統一は２県です。

国のガイドラインでは、標準保険税の設定に合わせて「統一保険税率の実現」を強調する見直しが行われました。

現在、市町村ごとに算定方式が異なるため、市町村の保険税水準との差を単純に比較することは困難な状況にあります。そうした中で、標準的な住民負担の「見える化」を図るため、都道府県は市町村標準保険税率を示すとされています。

さらに国のガイドラインでは、市町村標準保険税率は、将来的に都道府県単位で保険税水準の統一化を進めるための１つの指標となるとして、市町村標準保険税率と実際の保険税率の格差を縮めることが重要であるとしています。

— ＊ — ＊ — ＊ — ＊ — ＊ —

岩手県の第２期国保運営方針では、統一保険税の実現について、「同じ所得水準・世帯構成であれば、同じ保険税水準となることを将来のあるべき姿として目指す」としています。そして第２期運営方針期間中に、統一の定義（将来のあるべき姿）や、保険税水準の統一による影響及び課題等について、検証、協議をおこなうこととしています。

●県内の自治体の動き

①第２期国保運営方針に対する自治体の意見

岩手県の第２期県国保運営方針（最終案）に対する市町村の意見(法定意見)は９市町村から出され、他の自治体は「意見なし」でした。

そうした中で、奥州市と金ヶ崎町は「新型コロナによる収入減の影響を踏まえた納付金の軽減措置」を求めています。

北上市、葛巻町、八幡平市、軽米町は「保険税率の統一に対する慎重な検討・対応を」求めています。

一方、矢巾町は「保険税水準の統一を早期に実現すべきとして、納付金算定における医療費水準を算定しないこと（$\alpha = 0$）、早期の統一を要望」しています。

②一関市、奥州市で引上げ方針

市町村でも国保運営協議会が始まっています。

一関市では、2021 年度から税率が引き上げられます。引き上げの理由として①現在の税率を維持すると 23 年度までに基金が枯渇する。②24 年度以降（第３期計画）で全県統一が想定され大幅に負担が生じる見込み。③国保被保険者の減少と医療給付の増加をあげています。奥州市も引き上げの方針です。

●次期国保運営方針のもとでの要求と運動

①新型コロナ感染症拡大の影響を踏まえた目標の修正を求める

第２期国保運営方針の対象期間は、新型コロナ感染症の拡大によって国保事業運営が大きく影響を受ける年度となります。

新型コロナの影響により、2020 年の国保被保険者の所得は、離職者の増加や中小企業者の経営悪化から、他の公的医療保険制度の被保険者に比べ、所得が大きく減少する可能性があります。

さらに地方税法改正による基礎控除額の引上げにより、自営業者等は保険税の算定に用いる所得が 10 万円減少することとなります。

そうした中で、従来と同様の水準で国保事業費納付金を市町村に請求すれば、市町村は保険税率を上げざるを得ず、それができない場合は「赤字」とされる「決算補填等目的の法定外繰入」を 2020 年度以上に増やすことにつながります。

第２期国保運営方針は国のガイドラインを踏まえたものですが、ガイドラインは新型コロナの感染拡大を考慮していません。したがって「2023 年度までの赤字解消」と「そのための年次計画」は、新型コロナ感染が拡大する中では実現できるものではなく、それを評価基準としている保険者努力支援制度の評価基準も当然見直しが求められます。

基礎的条件が変われば、計画や方針を変えるのは当然であり、運営方針の見直しやその具体化の一時延期等を求めていく必要があります。

②市町村や都道府県に対する運動の強化を

「赤字の解消」「保険税水準の統一」の国の狙いは、都道府県と市町村に医療費適正化や医療提供体制改革の実施、収納率向上責任を負わせるものであり、「受益者負担の増加」により、国保加入者に「自助、共助」を求めるものです。

社会保障審議会医療保険部会で市長会、町村会は、保険税水準の統一は地方分権に反する主張し反対しました。

また、全国知事会も法制化に対し、その具体化にあたっては地方との十分な議論が必要であり、強制すべきではないとの意見をあげています。

こうしたことを踏まえ、社会保障制度としての国保制度に転換するために国や県、市町村に対して国保税の大幅な引き下げを求めるなど以下の運動を

- ・全国知事会の要望に基づく１兆円の公費投入を国に求める。
- ・県、市町村でも財政支援を→基金の活用、法定外繰入の継続・拡充・支出を求める。
- ・コロナ禍で国保税減免の継続と改善を求める。
- ・子どもの均等割の全額免除を求める。
- ・傷病手当等の対象拡大を求める。
- ・滞納・差押え処分の停止を求める。
- ・窓口負担の免除や軽減を求める、など。

③求められる地域社保協

自治体の動きに対する地域住民の声をつかみ運動するうえで、地域社保協づくりが必要です。